

平成31年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	742,521 戸
(2) 年間総配水量	181,609,200 m ³
(3) 1日平均配水量	496,200 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 浄水施設費	1,577,937 千円
イ 耐震管路等整備事業	5,928,323 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	35,319,037 千円
第1項 営業収益	31,533,324 千円
第2項 営業外収益	3,781,282 千円
第3項 特別利益	4,431 千円

支 出

第1款 水道事業費用	33,325,167 千円
第1項 営業費用	32,083,891 千円
第2項 営業外費用	1,220,926 千円
第3項 特別損失	10,350 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,452,765千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額844,050千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金6,608,715千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	水道事業資本的収入			6,733,206千円
第1項	企業債			6,274,000千円
第2項	出資金			4,000千円
第3項	補助金			124,739千円
第4項	負担金			330,437千円
第5項	融資補償金返還金			10千円
第6項	固定資産売却代金			10千円
第7項	その他の資本的収入			10千円
		支	出	
第1款	水道事業資本的支出			14,185,971千円
第1項	建設改良費			10,955,395千円
第2項	投資			4,000千円
第3項	企業債償還金			3,221,546千円
第4項	補助金返還金			10千円
第5項	融資補償金			10千円
第6項	その他の資本的支出			10千円
第7項	予備費			5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度 原・浄・配水施設関連経費	平成32年度から 平成33年度まで	4,058,380千円
平成31年度 耐震管路等整備事業関連経費	平成32年度	4,793,704千円
平成31年度 川崎縦貫道路 関連施設整備事業関連経費	平成32年度	74,559千円
平成31年度 土地借上料	平成32年度から 平成35年度まで	13,824千円
水道料金等徴収に係る関連経費	平成32年度から 平成36年度まで	7,529,391千円
設備管理システム構築関連経費	平成31年度から 平成36年度まで	141,947千円
川崎市水道100年史 発行関連経費	平成31年度から 平成33年度まで	77,578千円
「給水装置改良資金融資」に伴う 金融機関に対する損失補償	平成31年度から 債務消滅時まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道浄水 1 施設等 整備事業	千円 1,360,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。
水道配水 2 施設等 整備事業	203,000			
耐震管路等 3 整備事業	4,670,000			
川崎縦貫道 4 路関連施設 整備事業	41,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5,438,686千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、199,542千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、468,000千円と定める。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦